

大阪府監査委員条例の一部を改正する条例

平成二十九年十二月二十五日
大阪府条例第一百十号

大阪府監査委員条例（昭和三十九年大阪府条例第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第九十五条第二項ただし書及び第二百二条の規定に基づき大阪府監査委員（以下「監査委員」という。）に關し必要な事項を定め、併せて監査委員の給料、報酬、手当、旅費及び費用弁償並びに監査委員の求めに応じて出頭した関係人の実費弁償の額並びにその支給方法等を定めるものとする。

（議員のうちから選任される監査委員）
第三条 監査委員は、府議会議員のうちから選任しない。

（常勤の監査委員の数）
第四条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者の中から選任される監査委員で常勤とするものの数は、一人とする。ただし、特別の理由があるときは、二人とすることができる。

（監査委員の公募）
第五条 知事は、法第九十六条の規定により選任される監査委員のうち少なくとも一人以上については、公募の方法により選定することができる。

第六条・第七条 （略）

（給料及び報酬）
第八条 （略）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第九十五条第二項ただし書及び第二百二条の規定に基づき大阪府監査委員（以下「監査委員」という。）に關し必要な事項を定め、併せて監査委員の給料、報酬、手当、旅費及び費用弁償並びに監査委員の求めに応じて出頭した関係人の実費弁償の額並びにその支給方法等を定めるものとする。

（議員のうちから選任される監査委員の数）
第三条 府議会議員のうちから選任される監査委員の数は、一人とする。

（常勤の監査委員の数）
第四条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）のうちから選任される監査委員で常勤とするものの数は、一人とする。ただし、特別の理由があるときは、二人とすることができる。

第五条・第六条 （略）

（給料及び報酬）
第七条 （略）

		改正後	
非常勤 の監査 委員	代表監査 委員以外	(略)	給料又は報酬の額
	(略)	(略)	
		改正前	
非常勤 の監査 委員	代表監査 委員以外 の識見を 有する者 のうちか	(略)	給料又は報酬の額
	(略)	(略)	

		改正前	
非常勤 の監査 委員	代表監査 委員以外	(略)	給料又は報酬の額
	(略)	(略)	
		改正後	
非常勤 の監査 委員	代表監査 委員以外	(略)	給料又は報酬の額
	(略)	(略)	

(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1995 943 2092 1082">ら選任された監査委員</td> <td data-bbox="1995 1082 2092 1353"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1800 943 1995 1082">府議會議員のうちから選任された監査委員</td> <td data-bbox="1800 1082 1995 1353">日額 三三、〇〇〇</td> </tr> </table>	ら選任された監査委員		府議會議員のうちから選任された監査委員	日額 三三、〇〇〇
ら選任された監査委員					
府議會議員のうちから選任された監査委員	日額 三三、〇〇〇				
<p>2 非常勤の監査委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、代表監査委員にあっては月額三十一万二千円、代表監査委員以外の監査委員にあっては月額二十六万四千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p>	<p>2 非常勤の監査委員の一月当たりの勤務日数が八日を超える場合の報酬の額は、前項の規定にかかわらず、代表監査委員にあっては月額三十一万二千円、代表監査委員以外の識見を有する者のうちから選任された監査委員及び府議會議員のうちから選任された監査委員にあっては月額二十六万四千円とする。ただし、月の途中において報酬の額に異動を生じた場合の報酬の額は、八日のうち、まずいづれかその額の高い報酬を支給する日の日数に当該報酬の額を乗じて得た額とし、日数になお残余があるときは、当該額に、その残余の日数にその額の低い報酬の額を乗じて得た額を加えて得た額とする。</p>				
第九條―第十二條 (略)	第八條―第十一條 (略)				
(実費弁償)	(実費弁償)				
<p>第十三條 (略)</p> <p>2 第十一條第二項及び前條第一項の規定は、前項の実費弁償を支給する場合について準用する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第十三條 (略)</p> <p>2 第十條第二項及び前條第一項の規定は、前項の実費弁償を支給する場合について準用する。</p> <p>3 (略)</p>				
第十四條 (略)	第十三條 (略)				

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
 - 2 改正後の大阪府監査委員条例第五条の規定による公募及びこれに関し必要な手続その他の行為は、本条例の施行前においても、改正後の大阪府監査委員条例第五条の規定の例により行うことができる。
 - 3 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部改正(知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部改正(平成二十七年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(監査委員の給料及び期末手当の特例)</p> <p>第二條 大阪府監査委員の給料の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例(昭和三十九年大阪府条例第十四号)第八條第一項の規定にか</p>	<p>(監査委員の給料及び期末手当の特例)</p> <p>第二條 大阪府監査委員の給料の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例(昭和三十九年大阪府条例第十四号)第七條第一項の規定にか</p>

かわらず、同項に定める額から、それぞれその百分の四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 大阪府監査委員の期末手当の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例第九条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。

かわらず、同項に定める額から、それぞれその百分の四に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項に定める額とする。

2 大阪府監査委員の期末手当の額は、特例期間において、大阪府監査委員条例第八条第二項の規定にかかわらず、同項に定める額からその百分の十に相当する額を減じた額とする。